

ハヤヨミ！ 看護政策 No.449

都道府県看護協会長 様
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部
2024年12月3日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

新たな地域医療構想の 検討内容について議論 —医療部会—

公開可

◎新たな地域医療構想の検討内容について議論

医療部会

11月15日に標記部会が開催され、新たな地域医療構想等に関する検討会の進捗報告があった。まず、事務局より、医療機関機能として「地域ごとの医療機関機能」と「広域な観点の医療機関機能」の具体的イメージ案および、病床機能報告の「回復期」の名称および定義を変更する案が提示された。今後は、医療機関には、医療機関機能と病床機能双方の報告が求められることとなる。医療機関機能の整理にあたっては、外科手術を集約する方向性が示され、反対の意見はなかったものの、構成員からは「集約はがんなどの高度な手術とし、緊急対応を要する一般外科などは分散すべきで、分散化が必要な機能まで集約化されないような留意が必要。また、医療機関機能の名称については、分かりにくさや正確な機能が伝わらない」といった理由から再考を求める意見が多くを占めた。勝又副会長は「国民に分かるような定義の設定や説明が重要」と述べた。看護に関連する事項として「看護師などの医療・介護提供者の確保と偏在対策を併せて講じることが重要。訪問看護については、集約化、寡占化を進めることが必要」との意見があった。勝又副会長は、2025年度に策定されるガイドラインにおいては、「広域な観点の医療機関機能」の具体的内容として、看護職をはじめとした医療従事者の育成、派遣・出向などの機能がしっかりと示されるよう要望した。外来・在宅医療・介護との連携などについては委員から異論はなかった。勝又副会長はガイドラインに、医療機関の外来、訪問看護、介護施設などにおける看護職の対応力・連携の強化、特に、地域で暮らす医療ニーズの高い方を支えるために事業所としての看多機の拡充・強化の記載を求めた。その他委員からの意見として、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームなどでの在宅医療・訪問看護サービスの実態把握の必要性が指摘された。（執筆：勝又副会長）

◎医師偏在是正に向けて議論

新たな地域医療構想等に関する検討会

11月20日に標記検討会が開催され、「医師偏在対策」を議題とした。医師偏在是正に向けて「保険あってサービスなし」という事態に陥らないよう、国、地方自治体、

＜お問合せ先＞ 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>

医療関係者、保険者などの全ての関係者が医師偏在対策に取り組むこと、規制的手法として、医師少数区域などでの勤務経験を求める管理者要件の大幅な拡大、外来医師多数区域の都道府県知事の権限の強化、保険医制度における取り扱い、経済的インセンティブなどについて議論した。構成員からは、若い人の価値観で重要なのはWLB。1週間連続で休める、子供の学校行事で休めるなど考える必要があること、また、美容医療など自費診療に流れているので保険診療を知ることが絶対条件であることなどの意見があった。一方、開業制限は長年対応できていないため、現実的な政策なのか、医師偏在対策は世界中でうまくいっていないため、細かく分析していく必要性などの意見が出された。引き続き検討し、12月中には取りまとめる予定。(執筆：吉川常任理事)

◎大学附属病院本院に求められる機能について検討

特定機能病院及び地域医療支援病院の在り方に関する検討会

11月27日に標記検討会が開催され、特定機能病院である大学附属病院本院に求められる機能について検討した。現在、大学附属病院本院は81あり、そのうち79の大学附属病院本院が特定機能病院に指定されている。大学附属病院本院は、高度な医療の提供、医療の研究・開発・評価、医師派遣、医療安全等の機能が求められている。検討会では、全国医学部長病院長会議と文部科学省のヒアリングを行い、その後意見交換した。構成員からは、大学は文部科学省、医療は厚生労働省と管轄が違うが、費用負担はどのようになっているのか、医師の教育以外の教育は今後の議論になるのか、大学付属病院本院に求められる役割は多いが、人材不足、資金不足、さらに医師の働き方改革があり厳しい状況であること、地域の医療提供体制構築のため、地域医療への参加の重要性などの意見が出た。吉川常任理事は「研修(教育)について、特定行為研修は医師の協力なくしてはできないこと、すでに55の大学附属病院において研修が行われていること」を述べた。その上で、今後ますます特定行為研修修了者の育成は重要であることから、特定行為研修指定研修機関の機能や院内外の医療職者、患者向けの研修提供の機能、さらに派遣機能として、地域の医療の質の向上に向け、専門看護師や認定看護師、特定行為研修修了者の地域への派遣の機能の必要性について意見を述べた。3月には議論の取りまとめを行う。(執筆：吉川常任理事)

「ハヤヨミ！看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。